

第1号議案-1

広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

広島県職員き章に関する訓令及び広島県職員証に関する訓令の一部を改正することについて、次のとおり提案します。

令和2年3月25日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、広島県職員き章に関する訓令及び広島県職員証に関する訓令について、所要の改正を行う。

2 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

3 公布日及び施行期日

令和2年4月1日

広島県訓令
広島県議会事務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県警察本部訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令

第 号

本
地 方 機 関
議 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 本 庁
教 育 委 員 会 事 務 局 地 方 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関
警 察 本 部
警 察 署
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局

広島県職員き章に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県知事 湯崎英彦
広島県議会議長 中本隆志
広島県教育委員会委員長 平川理恵
広島県警察本部長 石田勝彦
広島県選挙管理委員会委員長 国政道明
広島県人事委員会委員長 加藤誠
広島県代表監査委員 川上俊幸
広島海区漁業調整委員会会長 北田國一

広島県職員き章に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県職員き章に関する訓令

昭和四十三年

広島県
広島県議会事務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県警察本部訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員会訓令
広島海区漁業調整委員会訓令

第一号

の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において「職員」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び広島海区漁業調整委員会の事務部局（教育委員会の附属機関及び学校以外の教育機関を含む。）並びに警察本部及び警察署に勤務する一般職に属する職員（<u>地方公務員法二十二条の二第一項第一号に掲げる職員及び警察官を除く。</u>）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において「職員」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び広島海区漁業調整委員会の事務部局（教育委員会の附属機関及び学校以外の教育機関を含む。）並びに警察本部及び警察署に勤務する一般職に属する職員（<u>警察官を除く。</u>）をいう。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

広島県訓令
広島県議会事務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令

第 号

本
地 方 機 関
議 会 事 務 局
教育委員会事務局本庁
教育委員会事務局地方機関
学校以外の教育機関
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦
広島県議会議長 中 本 隆 志
広島県教育委員会委員長 平 川 理 恵
広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明
広島県人事委員会委員長 加 藤 誠
広島県代表監査委員 川 上 俊 幸
広島海区漁業調整委員会会長 北 田 國 一

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令

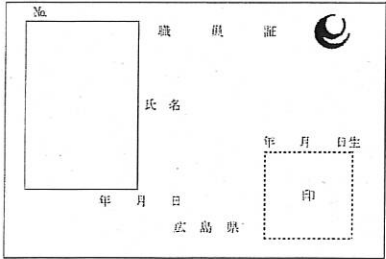
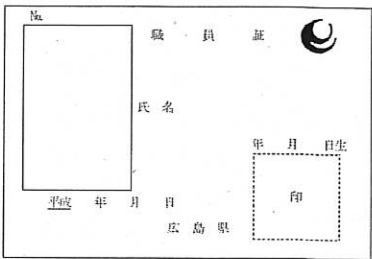
広島県議会事務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県職員証に関する訓令（平成五年広島県選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次の
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令

ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員証の交付)</p> <p>第四条 職員には、職員証を交付する。</p> <p><u>ただし、任命権者が職員証の交付を要</u> <u>しないと認めるときは、この限りでな</u> <u>い。</u></p>	<p>(職員証の交付)</p> <p>第四条 職員には、職員証を交付する。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記</p> 	<p>別記</p> 

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

